

各郡市医師会長 殿

長崎県医師会長
森 崎 正 幸
(公印省略)

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について(周知依頼)

標記について、日本医師会から別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、主な内容は次のとおりですので、貴会におかれましても御了知いただき、管下会員へ適宜周知下さるようお願いいたします。

- オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、令和5年4月から導入を原則として義務付けることに関しましては、令和4年8月10日、中央社会保険医療協議会(以下、中医協)において、例外を含む原則義務化の内容や、導入医療機関における診療報酬上の加算の内容についての答申がとりまとめられました。
- その際、答申の附帯意見において、「関係者それぞれが令和5年4月からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に向けて取組を加速させること。その上で、令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと」とされていたところです。
- この度、12月21日及び23日の中医協において、上記付帯意見に関する議論が行われ、日医からは、多くの先生方にご協力いただいたオンライン資格確認に関するアンケート調査の結果を示すとともに、経過措置等やむを得ない場合の必要な対応について要望いたし、その結果、経過措置の内容が決定いたしました。
- 取り急ぎ、日医発信文書並びに中医協の資料を元に概要についてご確認下さい。
- なお、詳細につきましては、厚労省の通知等が発出されましたら、改めて文書にてご連絡いたします。また、日医ホームページで随時情報提供を行うとの事です。

日医ホームページ「オンライン資格確認について」

<https://www.med.or.jp/doctor/sys/onshi/001753.html>

長崎県医師会業務課 田畑(主)、古賀、福田 TEL 095-844-1111/FAX 844-1110 zimu-ken@nagasaki.med.or.jp
